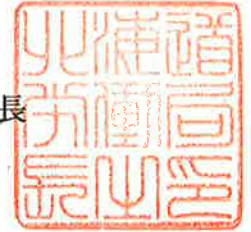


関係団体各位

厚生労働省北海道労働局長



新型コロナウイルス感染症の労災保険給付について（周知依頼）

日頃から厚生労働行政、とりわけ労働基準行政に対しまして、特段の御理解と御協力を賜り厚く感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの集団感染が発生した事業場に対しましては、感染した労働者への労災請求勧奨を行っているところですが、現下の状況から更なる周知が求められているところです。

つきましては、下記事項につきまして、傘下団体、企業等に対して周知いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 新型コロナウイルスに関する労災保険給付について
 - ① 業務により新型コロナウイルスに感染した場合には対象となります。
 - ② 感染経路が特定できない場合であっても、個別の事案ごとに業務との関連性を調査し、対象となるか否かを判断します。
 - ③ 厚生労働省ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症の労災補償に係る Q&A や労災認定事例を掲載しています。

- 2 積極的な労災請求について
 - ① 労働者の皆様へ
業種・職種を問わず、業務により新型コロナウイルスに感染したものと考えられる場合には、積極的に労災請求をしてください。
 - ② 事業者の皆様へ
業務により新型コロナウイルスに感染したものと考えられる労働者に対して、労災保険制度の周知と労災請求勧奨をお願いします。

担当：労働基準部 労災補償課

電話：011-709-2311（内線 3590、3591）

業務によって感染した場合、 労災保険給付の対象となります

対象となるのは？

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
 - 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※
に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合
- ※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
※（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、
業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

詳しくは厚生労働省HPのQ&A
（項目「5 労災補償」）をご覧ください▶



労災保険の種類

業務に起因して新型コロナウイルスに感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

療養補償給付

- ① 労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- ② やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。

- 給付日：休業4日目から
- 給付額：休業1日あたり給付基礎日額の8割（特別支給金2割含む）
*原則として「給付基礎日額」は発症日直前3か月分の賃金を暦日数で割ったものです

遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

- お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ ▶

